平成２１年（フ）第２６１０号
愛知県知多市巽が丘４丁目103番地の２
債務者　萩原　和美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６２号
愛知県田原市浦町南松崎１－１　第２田原寮5417号、住民票上の住所名古屋市天白区中平１丁目1511番地　Ｋステージ原４Ａ号
債務者　判田　秀一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８７号
名古屋市天白区原１丁目605番地　リバーサイドマンション401号
債務者　迎　　靖子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５４号
名古屋市南区神松町２丁目１番地の１　ライオンズマンション大江川緑地602号
債務者　平田　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７７号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目３番６号、前住所東京都練馬区下石神井５丁目９番17―102号
債務者　柴崎みどり
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８２号
兵庫県宝塚市高司１丁目２番９―202号
債務者　阪井ミツ子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８９号
兵庫県川西市小戸２－７―12　天井貸家１号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市山本東２丁目６番51号
債務者　福本みどり
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０８３号
兵庫県西宮市今津社前町４番28―205号
債務者　島田　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４６号
三重県松阪市東町350番地２、前住所三重県多気郡明和町大字斎宮3841番地20
債務者　森本万紀子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１６７号
神奈川県相模原市横山１丁目３番１号　ルグラン横山204
債務者　中村　嘉孝
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２２０号
滋賀県東近江市八日市野々宮町１番15号
債務者　中澤美津江
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２７３号
滋賀県近江八幡市東川町547番地・548番地
債務者　佐橋　治夫
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２７５号
滋賀県東近江市札の辻１丁目７番４号
債務者　小泉　　敦
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１１９号
福岡県八女郡広川町大字新代778番地６　サンライズ山下Ａ棟202号
債務者　尾崎　幸秀
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２１号
福岡県筑後市大字高江170番地１　エレガンツァ203号
債務者　井上　浩二
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県八女郡黒木町大字大淵8697番地１
債務者　橋本あや子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３５７３号
愛知県弥富市五明４丁目103番地　ハイツ浜辺201
債務者　赤沼眞智子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部